

2021年 4月23日

会員みなさまへ

大阪市立住吉中学校
PTA会長 橘 隆志

PTA規約の改正について(案)

平素は、PTA活動に何かとご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

入会の任意制により、下記のPTA規約について改正することを提案いたします。

記

章・条	改定前	改定後
第六章 役員とその選出 第十六条 二、二、イ、 (指名委員の選出)	各学級の保護者は、互選により各学級の保護者の中から一名ずつ学級代表を選出する。	→ 各学級の会員の中から一名ずつ学級代表を選出する。
第十一章 常置委員会及び特別委員会 第三十八条 二、 (常置委員の選出)	委員は互選により選出される。	→ 委員は各委員会の活動に必要な人数を会員の中から選出する。

2021年度から会員の方 ※PTA規約の書式が横書になっています。

章・条	改定前	改定後
第6章 役員とその選出 第16条 2. ②イ、 (指名委員の選出)	各学級の保護者は、互選により各学級の保護者の中から1名ずつ学級代表を選出する。	→ 各学級の会員の中から1名ずつ学級代表を選出する。
第11章 常置委員会及び特別委員会 第38条 2. (常置委員の選出)	委員は互選により選出される。	→ 委員は各委員会の活動に必要な人数を会員の中から選出する。